2013年度
J-クレジット制度支援について

国内クレジットからの移行

2013年9月

環境経済株式会社

2013年度のソフト支援

1.プログラム計画（旧排出削減事業計画）作成支援

今年度より経済産業省と環境省が共同でJ－クレジットを運営することとなり、支援方法が変わりました。

環境経済は関東経済産業局管内（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県）のソフト支援事業を実施します。

昨年まで、全国規模の支援を実施していましたが、本年度はできませんので、各経済産業局のソフト支援機関にお問い合わせください。

また、J-VERで採用された森林吸収源（FO）、農業（AG）および複数の経済産業局にまたがる事業は三菱UFJリサーチ＆コンサルティングにお問合せください。

方法論	プロジェクト地域	環境経済	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
省エネルギー（EN-S） 再生可能エネルギー（EN-R） 工業プロセス（IN）、廃棄物（WA）	関東経済産業局管内	○	×
	経済産業局をまたがる事業	×	○
農業（AG）、森林吸収（FO）		×	○

支援項目

項目	プロジェクト計画作成	共同実施者の紹介	申請手続き	審査費用	審査対応
支援対象	○	×	○	○（制度事務局）	○

移行届とモニタリング報告支援

2. 移行届

2013年3月31日までの認証された国内クレジットは2021年3月31日まで有効です。
2013年4月1日以降もJ-クレジットとして創出し、認証を受ける場合のみ移行届が必要です。

①国内クレジットからJ-クレジットへの移行

移行手続きは2013年4月1日以降、最初にモニタリング報告（旧実績報告）申請時に行います。
ただし、届けは国内クレジットの排出削減事業開始日より8年以内とします。
モニタリング報告は移行届の時期にかかわらず、2013年4月1日にさかのぼることができます。

②共同実施者

移行にあたり、共同実施者が継続の意思があり、了解することが必要です。
共同実施者が継続の意思がない場合は、新たな共同実施者を見つけることが必要です。この場合、支援はありませんので、排出削減事業者自身で共同実施者を探すことになります。

3. モニタリング報告（旧実績報告）と検証（旧実績確認）

今年度はモニタリング報告、検証の支援はありません。
J-クレジットとして2013年4月1日から2014年3月31日まで創出される分を2014年4月以降モニタリング報告、検証を行います。支援については未定です。

4. 低炭素投資促進機構（GIO)の助成事業

低炭素投資促進機構が助成した排出削減事業のうち、**平成24年度のトンあたり4000円分**は、当初毎年実績報告と実績確認をする予定でしたが、事業終了後に1回モニタリング報告・検証することになりました。

他の1500円、3000円助成分について、低炭素投資促進機構は2013年4月以降共同実施者になりません。
移行を希望する排出削減事業者が共同実施者を探すことになります。また、クレジットの価格は新しい共同実施者と打ち合わせしてください。

現行プロジェクトの移行措置

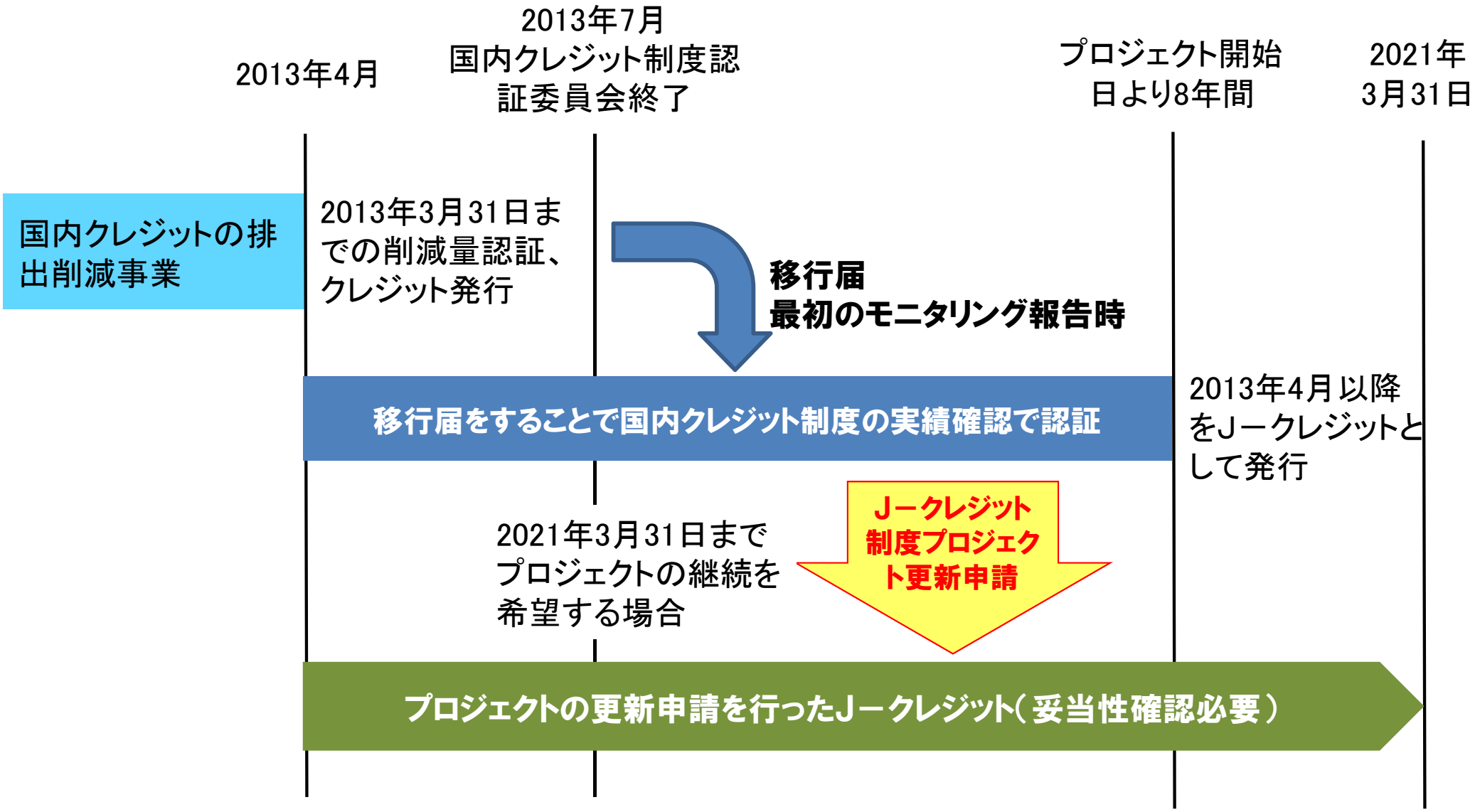

ソフト支援窓口一覧（地域規模支援）

経済産業局	管内の都道府県	ソフト支援機関	担当	連絡先
関東	**東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨、静岡**	**環境経済株式会社**	**尾崎、野澤**	**03-6228-6850**
北海道	北海道	北電総合設計株式会社	篠原、藤田	011-261-6545
東北	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島	東北緑化環境保全株式会社	申谷、橋本	022-263-0918
中部	愛知、岐阜、三重、富山、石川	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社	松田、佐々木	052-307-1102
近畿	大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、福井	株式会社地域計画建築研究所	武藤、松田	075-221-5132
中国	広島、岡山、山口、鳥取、島根	中電技術コンサルタント株式会社	村上、乗越	082-256-3352
四国	香川、愛媛、徳島、高知	プライスウォーターハウスクーパース株式会社	石川	090-6511-3428
九州	福岡、熊本、佐賀、長崎、鹿児島、大分、宮崎	環境テクノス株式会社	岩本、武下	093-883-0982
沖縄	沖縄	一般財団法人沖縄県環境科学センター	古家 、迫田	098-875-5208
全国		三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社		

平成25年度の支援措置について

平成25年度の支援処置は、①プロジェクト計画作成支援、②妥当性確認審査支援、③モニタリング報告書作成支援、④検証審査支援があり、プロジェクトの内容によって支援内容が異なります。

全体のまとめ

支援の種類	J-クレジット制度	国内クレジット制度由来			
	新規登録	プロジェクトの移行（移行届提出）	プロジェクトの更新（ベースライン見直し）	プログラム型（会員数変更あり）	プログラム型（会員数変更なし）
①プロジェクト計画作成	1事業者、1方法論につき1回	－	1事業者、1方法論につき1回	1事業者、1方法論につき1回	－
②妥当性確認審査	1事業者、1方法論につき1回	－	1事業者、1方法論につき1回	1事業者、1方法論につき1回	－
③モニタリング報告書作成	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき8年間に1回まで（**国内クレジットで支援を受けていない場合に限る**）	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで
④検証費用審査	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき8年間に1回まで（**国内クレジットで支援を受けていない場合に限る**）	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで

補足事項の説明

- プロジェクト計画書作成支援と妥当性確認審査費用支援は、1事業者1方法論につき1回
- モニタリング報告書作成支援と検証審査費用支援は、1事業8年間に1回のみ。
（※プログラム型については、規程において1年間に1回行うことを推奨しているため、例外的に支援）
- 会員数の変更があるプログラム型は、設備導入と追加性の確認、ベースラインを見直しを行うため、新規のプロジェクトとして取り扱う。
- **支援の回数（例：8年間に1回等）は、今年度の支援であり、来年度以降は予算の状況により変更があり得る。**

ソフト支援（プロジェクト計画書等の作成支援）

平成25年度のソフト支援は、①プロジェクト計画作成支援、③モニタリング報告書作成支援でありの2つあり、対象とする方法論によって支援先が異ります。

支援の種類と対象事業

支援の種類	J-クレジット制度	国内クレジット制度由来			
	新規登録	プロジェクトの移行（移行届提出）	プロジェクトの更新（ベースライン見直し）	プログラム型（会員数変更あり）	プログラム型（会員数変更なし）
①プロジェクト計画作成	1事業者、1方法論につき1回	－	1事業者、1方法論につき1回	1事業者、1方法論につき1回	－
③モニタリング報告書作成	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき、8年間に1回まで（**国内クレジットで支援を受けていない場合に限る**）	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで

ソフト支援の条件

- 温対法報告対象外の事業者
- **年間のCO2排出削減量が30t-CO2以上**（費用対効果の観点から）
- **支援の回数（例：8年間に1回等）は、今年度の支援であり、来年度以降は予算の状況により変更があり得る。**

審査費用支援（妥当性確認、検証費用支援）

平成25年度の審査費用支援は、②妥当性確認審査費用支援、④検証審査費用支援であります。審査費用の見積りはソフト支援事業者がとり、審査機関の決定と費用の支払いは事務局が行います。

支援の種類と対象事業

支援の種類	J-クレジット制度	国内クレジット制度由来			
	新規登録	プロジェクトの移行（移行届提出）	プロジェクトの更新（ベースライン見直し）	プログラム型（会員数変更あり）	プログラム型（会員数変更なし）
②妥当性確認審査	1事業者、1方法論につき1回	－	1事業者、1方法論につき1回	1事業者、1方法論につき1回	－
④検証費用審査	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき8年間に1回まで（**国内クレジットで支援を受けていない場合に限る**）	1事業につき8年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで	1事業につき1年間に1回まで

審査費用支援の条件

- ソフト支援を受けているプロジェクト実施者
- ソフト支援を受けていないプロジェクト実施者の場合は、温対法報告対象外の事業者を対象。
- **支援の回数（例：8年間に1回等）は、今年度の支援であり、来年度以降は予算の状況により変更があり得る。**

移行措置及び特例措置、クレジットの有効期限

・プロジェクトの継続について

✓ 両制度において承認・登録を受けていた事業・プロジェクトは、モニタリングを開始した日から8年間は、両制度のルールに基づいて事業・プロジェクトを継続できます。

✓ 継続するためには、「移行届」の提出が必要です。

✓ 8年間経過後は、最新の制度文書に従って、プロジェクトの更新の申請を行い、改めてプロジェクト登録を行うことで、J－クレジット制度においても引き続きプロジェクト実施者となれます。
※ただし、ベースラインは新設プロジェクトの設定方法に従う。

・プロジェクト開始日の特例

✓プロジェクト開始日の要件は、2013年4月1日以降であるが、2012年度中に排出削減に資する取組を開始していて、いずれの制度においても承認又は登録されていない事業は、2013年度中に限り、J－クレジット制度のプロジェクトとして登録申請できます。

・制度の終期

✓J－クレジット制度の終期は、2020年度末です。

・クレジットの有効期限

✓ 国内クレジット制度において、すでに認証されているクレジットの有効期限は、2020年度末です。

✓ 活用先は、認証された制度のルールに基づきます。

✓ J－クレジット制度において創出されたクレジットの有効期限は、今後検討する予定です。

問い合わせ先

環境経済株式会社

104-0031　東京都中央区京橋1-8-13　花月ビル2F

TEL　03-6228-6850　Fax　03-6228-6852

メールアドレス　cre-jcdm@kankyo-keizai.jp

ホームページ　http://kankyo-keizai.jp/